

厚木市国民保護計画

厚 木 市

目 次

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の構成等	1
1 市の責務	1
2 市国民保護計画の作成	1
3 市国民保護計画の目的等	1
4 市国民保護計画の構成	1
5 厚木市地域防災計画との関連	2
6 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	3
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
9 外国人への国民保護措置の適用	4
10 地域特性への配慮	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱	5
1 国民保護措置の実施主体である主な関係機関	5
2 関係機関の事務又は業務の大綱	6
第4章 市の地理的、社会的特徴	10
1 地理的特徴	10
2 社会的特徴	11
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	18
1 武力攻撃事態	18
2 緊急処理事態	18

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等	20
1 市における組織・体制の整備	20
(1) 市の各部等における平素の業務	20
(2) 市における体制の整備	21
(3) 消防機関の体制	23
2 関係機関との連携体制の整備	24
(1) 基本的考え方	24
(2) 県との連携	24
(3) 国の機関との連携	24
(4) 近接市町村との連携	25
(5) 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携	25
(6) 自主防災組織等に対する支援	25
3 通信の確保	26
(1) 通信体制の整備	26

(2) 実践的な通信訓練の実施	26
(3) 非常時の通信体制の確保	26
4 情報収集・提供の体制整備	27
(1) 基本的考え方	27
(2) 警報等の伝達に必要な準備	27
(3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
(4) 被災情報の収集、整理、報告及び提供に必要な準備	28
5 国民の権利利益の救済に係る体制整備	29
(1) 国民の権利利益の迅速な救済	29
(2) 国民の権利利益に関する文書の保存	29
6 研修及び訓練	30
(1) 研修	30
(2) 訓練	30
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	32
1 避難に関する基本的事項	32
2 避難実施要領のパターンの作成	32
3 救援に関する基本的事項	33
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	33
5 避難施設の指定への協力	33
6 生活関連等施設の把握等	33
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	35
1 市における備蓄	35
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
第4章 啓発	36
1 国民保護に関する啓発	36
2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	36
第3編 武力攻撃事態等への対処	
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	37
1 事態認定前における初動体制の整備及び初動措置	37
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	38
第2章 市対策本部の設置等	39
1 市対策本部の設置	39
2 現地調整所の設置	40
3 通信の確保	41
4 広報の実施	42
第3章 関係機関との連携・協力	43
1 国・県の対策本部との連携	43
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	43
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	43
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	44
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	44
6 市の行う応援等	45
7 自主防災組織等に対する支援等	45
8 市民への協力要請	46

第4章 警報及び避難の指示等	47
1 警報の通知及び伝達	47
(1) 警報の内容の伝達等	47
(2) 警報の内容の伝達方法	48
(3) 緊急通報の伝達及び通知	48
2 避難住民の誘導等	49
(1) 避難の指示の通知・伝達	49
(2) 避難実施要領の策定等	49
(3) 避難住民の誘導	51
(4) 避難に当たって配慮する事項	53
第5章 救援	56
1 救援の実施主体	56
2 救援の実施	56
3 関係機関との連携	57
4 救援の内容	57
5 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項	60
6 救援の際の物資の売渡し要請等	60
第6章 安否情報の収集及び提供	62
1 安否情報の収集	62
2 県に対する報告	63
3 安否情報の照会に対する回答	63
4 日本赤十字社に対する協力	64
第7章 武力攻撃災害への対処	65
1 武力攻撃災害への対処	65
(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	65
(2) 事前措置	65
(3) 武力攻撃災害の兆候の通報	66
2 応急措置等	67
(1) 退避の指示	67
(2) 警戒区域の設定	68
(3) 応急公用負担等	69
(4) 消防に関する措置等	69
3 生活関連等施設における災害への対処	71
(1) 生活関連等施設の安全確保	71
(2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	71
4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	72
(1) 武力攻撃原子力災害への対処	72
(2) NBC攻撃による災害への対処	72
第8章 被災情報の収集及び報告	75
1 被災情報の収集及び報告	75
第9章 保健衛生の確保その他の措置	76
1 保健衛生の確保	76
2 廃棄物の処理	76
第10章 国民生活の安定に関する措置	77
1 生活関連物資等の価格安定	77

2	避難住民等の生活安定等	77
3	生活基盤等の確保	77
第11章	特殊標章等の交付及び管理	78
1	特殊標章等の意義	78
2	国民保護法で規定されている特殊標章等	78
3	特殊標章等の交付及び管理	79
4	特殊標章等に係る普及啓発	79
第4編	復旧等	
第1章	応急の復旧	80
1	基本的な考え方	80
2	ライフライン施設の応急の復旧	80
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	80
第2章	武力攻撃災害の復旧	81
1	国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施	81
2	当面の復旧	81
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	82
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	82
2	損失補償及び損害補償	82
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	82
第5編	緊急対処事態への対処	
1	緊急対処事態	83
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	83

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の構成等

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定めます。

1 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国があらかじめ定める国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有します。

2 市国民保護計画の策定

市長は、その責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第35条の規定により、神奈川県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、厚木市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）を策定します。

3 市国民保護計画の目的等

(1) 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とします。

(2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項を定めます。

- ア 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ 上記のほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

(3) 市国民保護計画の対象となる者

市内に居住又は滞在している者（市外からの避難住民等も含む。）

(4) 市国民保護計画の対象地域

市の区域内全域（市の区域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）

4 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成します。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態への対処

なお、資料については、別途、資料編を作成します。資料編に掲載する資料は、随時、情報を更新します。

5 厚木市地域防災計画との関連

市国民保護計画は、国民保護措置の実施体制、市民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものであり、一部は地震や風水害などの自然災害や大規模な事故などへの対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置等の実施に際しては「厚木市地域防災計画」等に基づく取組等を活用します。

6 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画は、政府における国民保護措置についての検証に基づき必要に応じて行われる基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行います。

市国民保護計画の見直しに当たっては、厚木市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めます。

(2) 計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画策定時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、神奈川県知事（以下「知事」という。）に協議し、その同意を得た後、速やかに市議会に報告し、公表します。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しないものとします。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び市国民保護計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。この場合において、市は、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定めます。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合にあっては、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行います。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努めます。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣の市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努めます。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、協力を要請された国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとします。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、国民保護措置の実施に当たり円滑に協力が得られるよう、企業等との連携体制の確保に努めます。

6 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の保護について留意します。

また、市は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮します。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意します。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮します。

また、市は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮します。

9 外国人への国民保護措置の適用

市は、市内に居住し、又は滞在する外国人についても、国民保護措置の対象であることに十分に留意します。

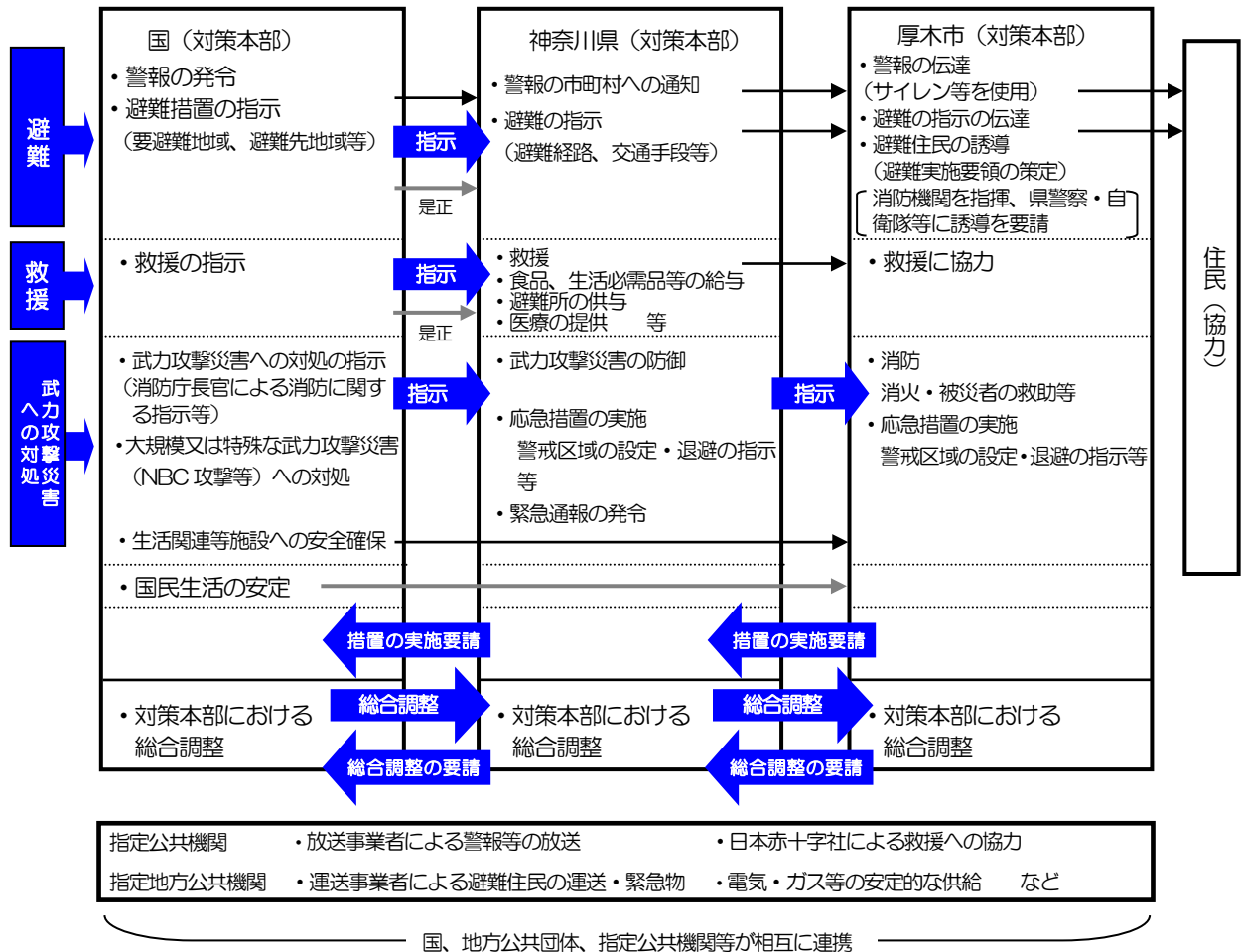
10 地域特性への配慮

本市には、高速自動車国道（第一東海自動車道（東名高速））の厚木インターチェンジや小田急小田原線の本厚木駅及び愛甲石田駅、生活関連等施設などが所在するほか、市内へ通勤や通学する人が多く、常住人口に対する昼間人口の割合が115.6%となっているなどの地域特性があり、市は、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地域特性を特に配慮します。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、次に掲げる事務又は業務その他国民保護に関する事務又は業務を処理します。

【国民保護措置の仕組み】



1 国民保護措置の実施主体である主な関係機関

- ・ 厚木市
- ・ 神奈川県
- ・ 指定地方行政機関
- ・ 自衛隊
- ・ 指定公共機関
- ・ 指定地方公共機関

2 関係機関の事務又は業務の大綱

関係機関の事務又は業務の大綱は、次のとおりです。

機関の名称	事務又は業務の大綱
(1) 厚木市	ア 市国民保護計画の策定 イ 市国民保護協議会の設置、運営 ウ 市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び市緊急処理事態対策本部の設置、運営 エ 組織の整備、訓練 オ 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の市民の避難に関する措置の実施 カ 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 キ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ク 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 ケ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
(2) 神奈川県	ア 県国民保護計画の策定 イ 県国民保護協議会の設置、運営 ウ 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び県緊急処理事態対策本部の設置、運営 エ 組織の整備、訓練 オ 警報の通知 カ 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 キ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ク 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ケ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 コ 交通規制の実施 サ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
(3) 指定地方行政機関	ア 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 イ 他管区警察局との連携 ウ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 エ 警察通信の確保及び統制
南関東防衛局 (座間防衛事務所)	ア 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整

機関の名称		事務又は業務の大綱
(3) 指定地方行政機関	関東総合通信局	ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整 イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること ウ 非常事態における重要通信の確保 エ 非常通信協議会の指導育成
	関東財務局 (横浜財務事務所)	ア 財政融資資金の貸付 イ 金融機関等に関する措置 ウ 国有財産の無償貸付 エ 財政上の措置
	横浜税関	輸入物資の通関手続
	関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
	神奈川労働局	ア 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助 イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助 ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 エ 被災者の雇用対策
	関東農政局 (神奈川農政事務所)	ア 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務 イ 農業関連施設の応急復旧
	関東森林管理局 (東京神奈川森林管理署)	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
	関東経済産業局	ア 救援物資の円滑な供給の確保 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 被災中小企業の振興
	関東東北産業保安監督部	ア 危険物等の保全 イ 鉱山における災害時の応急対策
	関東地方整備局 (横浜国道事務所) (相模川水系広域ダム管理事務所)	被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
	関東運輸局 (神奈川運輸支局)	ア 運送事業者との連絡調整 イ 運送施設及び車両の安全保安
	東京航空局 (東京空港事務所)	ア 飛行場使用に関する連絡調整 イ 航空機の航行の安全確保
	東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
	東京管区气象台 (横浜地方气象台)	気象状況の把握及び情報の提供
(4) 自衛隊		武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

機関の名称		事務又は業務の大綱
(5) 指定公共機関	日本赤十字社 (神奈川県支部)	ア 医療救護 イ 外国人の安否調査 ウ 救援物資の備蓄及び配分 エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給 オ その他の救援
	公共的施設管理者 (東日本高速道路(株)) (中日本高速道路(株))	ア 道路の適切な管理 イ 道路の応急復旧
	電気事業者 (東京電力エナジーパートナー(株)) 東京電力パワーグリッド(株) 東京電力フュエル&パワー(株) 東京電力ホールディングス(株)	ア 施設の整備及び点検 イ 被災地に対する電力供給の確保 ウ 被災施設の応急復旧
	バス事業者 (小田急バス(株)) (神奈川中央交通(株))	避難住民の運送の確保
	鉄道事業者 (小田急電鉄(株))	ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保 イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
	トラック事業者 (佐川急便(株)) (西濃運輸(株)) (日本通運(株)) (福山通運(株)) (ヤマト運輸(株))	緊急物資の運送の確保
	電気通信事業者 (東日本電信電話(株)) (エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)) (KDDI(株)) (ソフトバンク(株)) (株)NTTドコモ	ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧
	放送事業者 (日本放送協会) (株)テレビ朝日 (株)テレビ東京 (株)TBSテレビ (株)フジテレビジョン (日本テレビ放送網(株)) (株)TBSラジオ (株)日経ラジオ社 (株)ニッポン放送 (株)文化放送	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

機関の名称		事務又は業務の大綱
	日本銀行	ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
	日本郵便(株)	郵便物の送達の確保
(6) 指定地方公共機関	(公社)神奈川県医師会 (一社)神奈川県歯科医師会 (公社)神奈川県薬剤師会 (公社)神奈川県看護協会 (独)神奈川県立病院機構	ア 医療助産等救護活動の実施 イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
	神奈川県道路公社	ア 道路の適切な管理 イ 道路の応急復旧
	ガス事業者 (厚木瓦斯(株)、神奈川県LPGガス協会)	ア 施設の整備及び点検 イ 被災地に対する燃料供給の確保 ウ 被災施設の応急復旧
	(一社)神奈川県バス協会	避難住民の運送の確保
	(一社)神奈川県トラック協会	緊急物資の運送の確保
	放送事業者 ((株)アール・エフ・ラジオ日本) ((株)テレビ神奈川) (横浜エフエム放送(株))	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

第4章 市の地理的、社会的特徴

市が国民保護措置を実施するに当たり、特に留意することが必要な市の地理的、社会的特徴等について定めます。

1 地理的特徴

(1) 位置

市は、神奈川県中央に位置し、東経 139 度 21 分、北緯 35 度 26 分、海拔 20.3m（中心市街地）にあり、西の大山を境に秦野市、西北にかけて愛甲郡清川村及び愛川町に、北から東にかけては相模川をはさみ相模原市、座間市、海老名市、高座郡寒川町に、南は平塚市、伊勢原市の6市2町1村に接しています。

【厚木市の位置】



【位置及び地勢】

方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22' 45"	下依知	極北	北緯 35° 31' 41"	上依知
極西	東経 139° 13' 42"	七沢	極南	北緯 35° 23' 41"	戸田

地名	東経	北緯	海拔
市庁舎（中町 3-17-17）	139° 21' 44"	35° 26' 34"	20.3m

方向	東西	南北
距離 (km)	13.76	14.71

(2) 地形・面積

地勢は西北から東南に緩やかに傾斜し、西部及び西北部は山岳地帯で数系の小山脈が南北に走っています。ことに西部においては霊峰阿夫利の峰大山（1,252m）がそびえ、丹沢山塊へ無限に連なっています。

市の東部は、遠く富士五湖の一つである山中湖に源を発する相模川の清流が南北に貫通し、こ

れに併流する中津川、そして小鮎川、これら河川の流域に平野が開けています。東西の標高は20m～1,252m、南北の標高は12m～90mであり、東西13.76km、南北14.71kmの扇形に近い地形で、面積93.84km²となっています。

【地区別面積】

(平成29年4月現在)

(単位：km²)

計	厚木	依知	睦合	荻野	小鮎	玉川	南毛利	相川	緑ヶ丘	森の里
93.84	3.60	13.96	10.20	17.27	13.38	16.20	10.38	6.32	0.52	2.03

【平成29年版「統計あつぎ」より】

【主要河川（相模川水系）】

(平成29年4月現在)

(単位：km・km²)

河川	県下流路総延長	市内流路総延長	県下流域面積
相模川	55.6	16.4	672.97
玉川	8.0	8.0	38.30
小鮎川	13.8	10.0	50.01
荻野川	8.9	8.9	18.77
中津川	32.8	7.4	143.42
細田川	1.0	1.0	2.40
恩曾川	7.2	7.2	12.49
山際川	2.0	2.0	4.21
善明川	2.4	2.4	1.86

【平成29年版「統計あつぎ」より】

(3) 気象

市における年間平均気温は、過去10年間（平成20年～平成29年）の平均値が15.7℃であり、気候は比較的温暖です。降雨量は、過去10年間では年間平均1,800.3mmです。

【気象の概況】

(平成29年)

気温 (℃)			風 (m/s)		降雨量 (mm)	
平均	最高気温 (当該日)	最低気温 (当該日)	最大風速	風向 (当該日)	総量	最大降雨量 (降雨日)
15.7	35.1 (8月23日)	-4.2 (1月16日)	22.8	南 (10月23日)	1,563.0	117.0 (10月22日)

【平成29年版「統計あつぎ」より】

2 社会的特徴

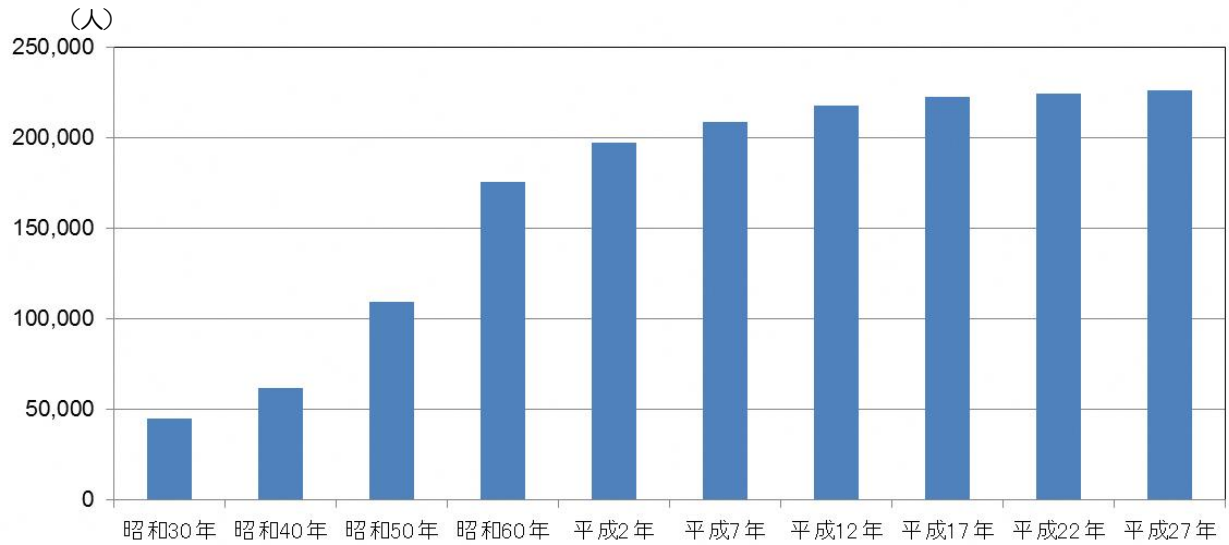
(1) 人口及び人口分布、世帯

本市の人口は、昭和30年代前半まで、5万人に満たないレベルでしたが、昭和30年代後半から急激な増加が始まり、昭和50年代には10万人を超え、平成7年には20万人を超えました。

しかし、近年は、出生率の低下や流入する人口の減少により、増加率が鈍化し、平成27年国勢調査結果の人口は225,714人、世帯数は95,824世帯となっています。

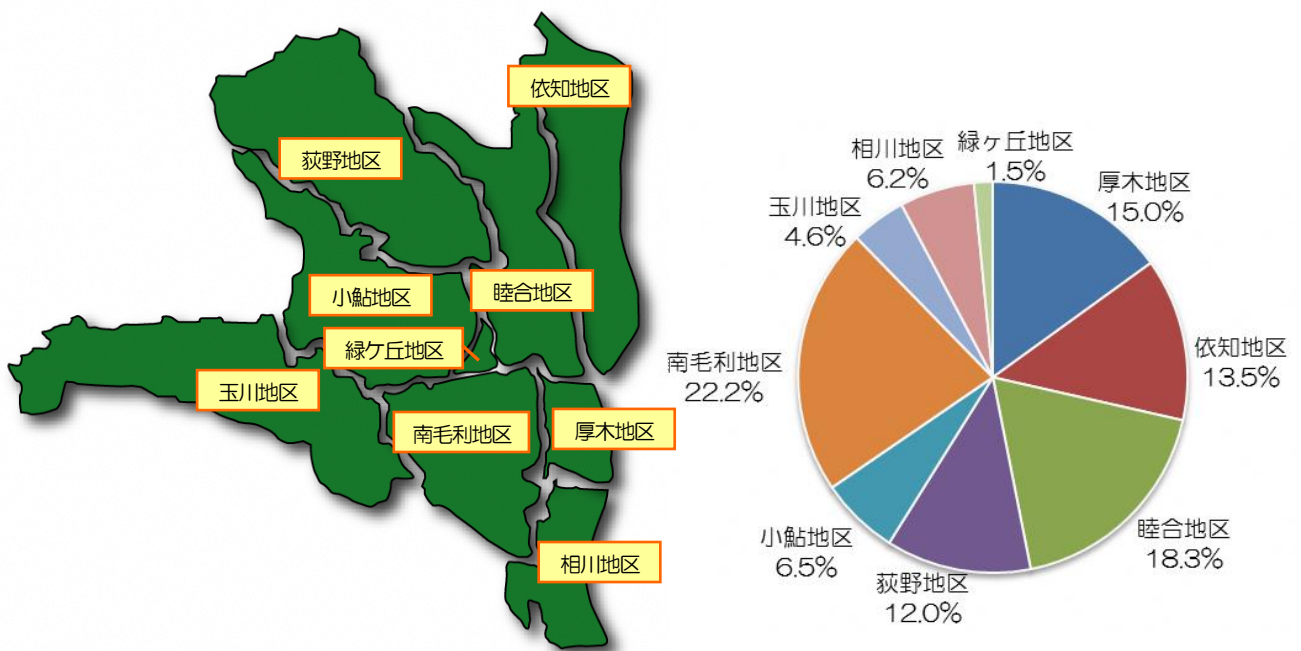
人口密度は、1km²あたり2,405人で、地区別でみると、緑ヶ丘地区、厚木地区が高くなっています。

【市の人口の推移】



【国勢調査より】

【地区別人口分布】



【平成29年版「統計あつぎ」より】

【地区別世帯数及び人口】

(平成27年国勢調査結果)

(単位：世帯・人)

地区名	世帯数	人口		
		合計	男	女
厚木地区	17,264	33,927	17,469	16,458
依知地区	12,511	30,490	15,865	14,625
睦合地区	17,255	41,418	21,425	19,993
荻野地区	10,495	27,148	13,995	13,153
小鮎地区	6,067	14,749	7,659	7,090
南毛利地区	21,120	50,193	26,056	24,137
玉川地区	3,580	10,300	5,116	5,184
相川地区	5,943	13,999	7,397	6,602
緑ヶ丘地区	1,589	3,490	1,676	1,814
総数	95,824	225,714	116,658	109,056

【外国人登録者数】

(平成29年12月末現在)

(単位：人)

計	ブラジル	韓国・朝鮮	ペルー	中国	フィリピン	アメリカ	ベトナム	その他
6,766	431	510	645	1,279	755	61	1,277	1,808

【平成29年版「統計あつぎ」より】

(2) 都市構造・人口密集地域等

ア 大規模集客施設等

本市には、小田急小田原線の本厚木駅及び愛甲石田駅、高速自動車国道（第一東海自動車道（東名高速））厚木インターチェンジといった交通拠点施設や、本厚木駅周辺の大規模小売店舗、厚木インターチェンジ周辺のビジネス拠点などがあり、大規模集客施設等に不特定多数の人が出入りしています。

【東名高速道路厚木インターチェンジ利用状況（年次）】

(単位：台)

進行方向	平成28年
厚木インター入	12,362,128
厚木インター出	11,571,831
合 計	23,933,959
圏央インター入	1,824,194
圏央インター出	2,275,144
合 計	4,099,338

【平成29年版「統計あつぎ」より】

イ 建物分布等

本市の家屋棟数は69,527棟（平成28年度）で、このうち木造家屋は、全体の75.1%にあたる52,210棟となっています。

【家屋棟数及び床面積】

(平成 28 年度)

(単位：棟・㎡)

棟数			床面積 (㎡)		
計	木造	木造以外	計	木造	木造以外
69,527	52,210	17,317	14,773,963	5,459,993	9,313,970

(注) 1 非課税家屋を除く。

2 木造以外の棟数は、区分所有がされている共同住宅などは居宅数ではなく 1 つの建物を 1 棟とした。
【平成 29 年版「統計あつぎ」より】

ウ 市街地開発の状況

本市の市街地は、相模川、中津川、小鮎川の三河川の合流点の右岸に展開しており、市街化区域の面積は、昭和 45 年に市街化区域と市街化調整区域に線引きされた当時と比較して、平成 29 年 4 月には市街化区域面積が 1.3 倍となっています。

現在、本市は、業務核都市として首都圏の機能の一部を担う役割が求められており、これまでの成果と都市機能の集積を活かし、新たな時代を展望した本市らしさの創造に向け、自然環境と調和した特色あるまちづくりを推進しています。

【地目別土地利用状況】

(平成 29 年 4 月現在)

(単位：ha)

都市計画区域	計	田	畑	宅地	山林	河川 水面 水路	荒地 海浜 河川敷
計	9,383.0	540.5	795.2	4,588.5	2,636.8	174.5	647.5
市街化区域	3,173.0	7.5	117.2	2,840.6	161.5	5.8	40.5
市街化調整区域	6,210.0	533.0	678.0	1,747.9	2,475.3	168.7	607.0

【平成 29 年版「統計あつぎ」より】

エ 産業活動

本市には、内陸工業団地のある依知地区、睦合地区及び尼寺工業地域のある南毛利・緑ヶ丘地区に事業所が多く立地しており、また、森の里地区には研究開発型企业が立地しています。

【従業者規模別事業所数】

(平成 26 年 7 月現在) (経済センサス・基礎調査) (単位：事業所・人)

総数	従業者 1人～4人	従業者 5人～9人	従業者 10～19人	従業者 20人～29人	従業者 30人以上	従業者 派遣のみ
9,936	5,178	1,984	1,306	575	855	38

(3) 道路

市域の南部を高速自動車国道（第一東海自動車道（東名高速））が横断し、厚木インターチェンジが設置され、厚木インターチェンジで国道 271 号（小田原厚木道路）と直結しているほか、国道 246 号（厚木大山街道）が、市の中心市街部と、横浜市及び川崎市の内陸地域、東京都都心部を結んでいます。

また、国道 129 号が市の東部を南北に縦走し、相模原市及び平塚市と結ばれているとともに、国道 412 号によって、愛川町とも結ばれています。

本市が管理する道路延長（平成 29 年 4 月 1 日現在）は、1,363 km であり、そのうち、未舗装延長道路が 13.9%、自動車交通不能道路が 12.1%となっています。

【道路及び橋りょう】

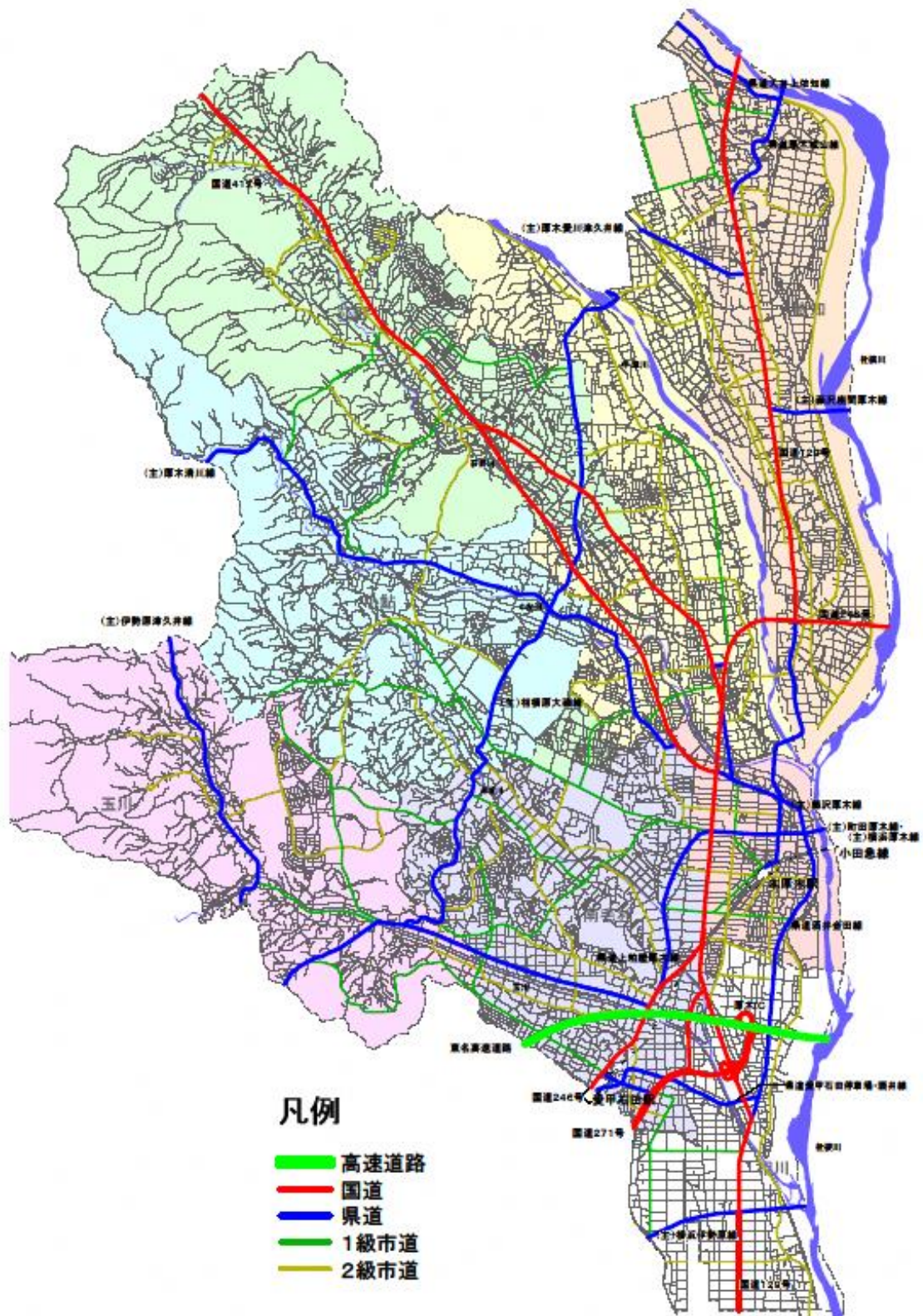
(平成 29 年 4 月現在)

(単位：m)

区分	道路			橋りょう		計
	延長	舗装延長	未舗装延長	総数	延長	道路・橋りょう総延長
計	1,441,547	1,070,980	188,748	457	15,520	1,457,067
市 道	1,362,630	992,063	188,748	362	4,809	1,367,439
県 道	45,514	45,514	—	53	2,655	48,169
国 道	33,403	33,403	—	42	8,056	41,459

【平成 29 年版「統計あつぎ」より】

【厚木市内の幹線道路網】



【厚木市ホームページ「厚木の道路」より】

(4) 鉄道

本市には、小田急小田原線が市域南部を東西に横断し、本厚木駅及び愛甲石田駅が設置され、急行の停車駅となっており、本厚木駅は一部特急の停車駅でもあることから、本市の拠点駅となっています。愛甲石田駅は一部伊勢原市との行政界に隣接しています。

駅の乗降客数は、一日平均、本厚木駅が約 15 万 4 千人、愛甲石田駅が約 5 万 2 千人（平成 28 年度）となっています。

【鉄道乗降車人員状況】

（平成 28 年度）

（単位：人）

駅名	乗車人員	降車人員	合計	一日平均		
				乗車人員	降車人員	合計
合計	37,465,180	37,604,888	75,070,068	102,645	103,027	205,672
本厚木駅	27,913,690	28,136,427	56,050,117	76,476	77,086	153,562
愛甲石田駅	9,551,490	9,468,461	19,019,951	26,169	25,941	52,110

【平成 29 年版「統計あつぎ」より】

(5) 観光客

（平成 28 年度）

観光客数		
計	延宿泊客数	延日帰り客数
3,374,174 人	355,826 人（10.55%）	3,018,348 人（89.45%）

【平成 29 年版「統計あつぎ」より】

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている、武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とします。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画は、基本指針及び県国民保護計画において想定されている、次の4種類の武力攻撃事態を対象として想定します。

(1) 着上陸侵攻

【特徴】

- ア 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- イ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

【特徴】

- ア 突発的に被害が発生することもある。
- イ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
- ウ NBC（Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称）兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

【特徴】

- ア 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- イ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

【特徴】

- ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。
- イ 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

2 緊急処理事態

市国民保護計画は、基本指針及び県国民保護計画において想定されている、次の分類の緊急処理事態を対象として想定します。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

【事態例】

- (ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (イ) ダムの破壊

- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

【事態例】

- (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

【事態例】

- (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

【事態例】

- (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- (イ) 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について定めます。

1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとしてします。

また、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、関係機関とで共有するものとしてします。

【市の各部等における主な平素の業務】

部 等 名	平素の業務
市長室	・ 国民保護措置の総合調整に関する事 ・ 市国民保護協議会の運営に関する事 ・ 市国民保護計画に関する事 ・ 避難実施要領の策定に関する事 ・ 初動体制の整備に関する事 ・ 関係機関（県・県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関）との連絡体制の整備に関する事 ・ 報道機関との連絡調整に関する事 ・ 通信体制の整備に関する事 ・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関する事 ・ 研修、訓練及び啓発に関する事 ・ 避難及び救援に関する体制整備に関する事 ・ 避難施設の指定に関する事 ・ 生活関連等施設に関する事 ・ 物資及び資機材の備蓄等に関する事 ・ 自主防災組織の支援に関する事 ・ 警報の伝達、避難の指示、住民の避難誘導に係る体制の整備に関する事 ・ 特殊標章等の交付及び管理に関する事
政策部	・ 安否情報、被災情報の情報収集、提供体制の整備に関する事 ・ 情報提供及び収集（コンピュータ等による情報収集手段の整備・運営に係るもの）に関する事
総務部 選挙管理委員会	・ 職員の安否情報の収集体制の整備に関する事
財務部 会計課 監査事務局	・ 国民保護措置関係予算その他財政に関する事 ・ 市税の減免等に関する事

部 等 名	平素の業務
福祉部	・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ 福祉ボランティアの受入体制等の整備に関する事 ・ 日本赤十字社神奈川県支部との連絡調整に関する事
市民健康部 農業委員会	・ 医師会、歯科医師会並びに医療関係機関との連絡調整に関する事 ・ 医療活動体制の整備に関する事 ・ 保健衛生及び防疫対策に関する事 ・ 遺体の処置等に関する事
こども未来部	・ 保育所、児童館利用者の安全確保に関する事
協働安全部	・ 一般ボランティアの受入体制等の整備に関する事
環境農政部	・ 廃棄物の処理対策に関する事 ・ 危険動物及び飼養動物の対策に関する事
産業振興部	・ 商工労働団体、機関との連絡調整に関する事 ・ 観光施設（旅館等）に対する広報等に関する事
まちづくり計画 部	・ 市営住宅に関する事 ・ 応急仮設住宅の建設等に関する事
都市整備部	・ 下水道施設の機能の確保に関する事 ・ 河川管理施設の保全に関する事 ・ ぼうさいの丘公園及び若宮公園の保全に関する事
道路部	・ 所管の輸送施設（道路、橋梁）の把握に関する事
病院事業局	・ 緊急患者の受入体制等の整備に関する事 ・ 医薬品等の備蓄及び調達体制の整備に関する事
消防本部	・ 武力攻撃災害に対する消防活動体制の整備に関する事 ・ 消防活動に係る装備、資機材の整備に関する事 ・ 消防団の支援に関する事 ・ 特殊標章等の交付及び管理に関する事
議会事務局	・ 市議会議員への連絡体制等の整備に関する事
教育総務部	・ 学校施設の機能確保に関する事 ・ 学校における啓発に関する事
学校教育部	・ 児童・生徒の安全確保に関する事 ・ 学校における啓発に関する事
社会教育部	・ 社会教育施設の機能確保に関する事 ・ 文化財の保護対策に関する事
地区市民センタ ー	・ 自治会との連絡体制の整備に関する事 ・ 地域における啓発に関する事
各部等の共通業 務	・ 部等内の連絡体制の整備に関する事 ・ 所管施設の復旧及び所管業務の遂行に関する事 ・ 所管業務に関連した国民保護の準備に関する事

2 市における体制の整備

(1) 24 時間即応体制の確立

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を速やかに確保し、また、市対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）である市長との連絡体制を確立できるよう次の体制をとり

ます。

ア 連絡体制

平日夜間及び休日の昼夜間における市の連絡窓口は、消防本部において実施し、武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合は、国民保護所管課職員に即時連絡をします。

イ 市の幹部職員及び国民保護所管課職員の参集体制

市の幹部職員及び国民保護所管課職員は、常時、携帯電話等を携帯し、緊急参集できる体制をとります。

ウ 市の幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護所管課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保します。

【市長の代替職員】

第1順位	第2順位	第3順位
国民保護所管副市長	国民保護所管以外の副市長	国民保護所管部等長

(2) 市の体制及び職員の配備基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するため、配備体制を定めます。

		体制	体制の判断基準	配備内容
事態認定前		警戒体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	国民保護所管課は、情報収集活動を実施し、その他の職員は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制
		市民安全対策本部体制	国民保護対策本部に準じた全部等による対応を行う必要があるとき	原則として、全職員を動員し、必要な対策を実施する体制
事態認定後	本部未設置	警戒体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	国民保護所管課は、情報収集活動を実施し、その他の職員は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制
		市民安全対策本部体制	国民保護対策本部に準じた全部等による対応を行う必要があるとき	原則として、全職員を動員し、国民保護措置を実施する体制
	設本部	市国民保護対策本部体制	市対策本部設置の通知を受けたとき	

(3) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次に掲げる項目について定めます。

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置
- ・ 食料、燃料等の備蓄
- ・ 自家発電設備の確保 等

(4) 参集職員の所掌事務

市は、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定めます。

(5) 災害対策本部室の機能確保

市は、市対策本部室となる災害対策本部室（厚木市役所本庁舎4階大会議室）について、国民保護措置を実施する上で必要な機能を確保します。また、災害対策本部室の代替施設である「ぼうさいの丘公園センター施設」についても必要な機能を確保します。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定め、国民保護措置が実施できる体制を整備します。

(2) 消防団の参集基準

消防本部は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団の参集基準を定めます。

(3) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図ります。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮します。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、関係機関との連携体制の整備のあり方について定めます。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、国民保護措置の実施に当たっては、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備します。

(2) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築します。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用する等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意します。

(3) 関係機関の連絡先の把握

市は、関係機関の連絡先について把握し、随時、情報の更新を行います。なお、関係機関の連絡先については資料編に掲げているとおりです。

(4) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図ります。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（電話（ファクシミリ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、随時、更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図ります。

(2) 県との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図ります。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図ります。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図ります。

3 国の機関との連携

(1) 防衛省・自衛隊との連携

市は、自衛隊による国民保護等派遣が円滑に行われるよう防衛省・自衛隊との連携を図ります。

(2) 指定地方行政機関との連携

市は、国民保護措置を円滑に実施できるよう、指定地方行政機関との連携を図ります。

4 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について意見交換するための機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図ります。

(2) 消防機関の連携体制の整備

ア 市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等を見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図ります。

イ 市は、消防機関のNBC対応の可能部隊数や資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図ります。

5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

市は、区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておきます。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害医療拠点病院（厚木市立病院）、救命救急センター、（一社）厚木医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図ります。

(3) 関係機関との協定の締結等

ア 市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図ります。

イ 市は、武力攻撃災害時における顧客、従業員に対する安全確保、国民保護措置への協力、資機材や食料の備蓄などを企業に要請します。

ウ 市は、都市の市街地における円滑な避難に資するため、警報の伝達、施設利用者の安全確保等について、不特定多数の者が利用する大規模集客施設から協力が得られるよう、県と協力し、連携体制の確保に努めます。

6 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織の活性化の推進

市は、自主防災組織のリーダー等に対する研修を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団との間の連携を図られるよう配慮します。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図ります。

(2) ボランティア活動に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社神奈川県支部、社会福祉法人厚木市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等における警報等情報の伝達を的確かつ迅速に実施するため、通信体制の整備等について定めます。

1 通信体制の整備

市は、武力攻撃事態等において円滑に国民保護措置を実施するために、MCA無線等の通信網の整備等により、関係機関との情報伝達手段の確保を図ります。通信網の整備に当たっては、武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上有線系、MCA無線、衛星系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を併せて図ります。

2 実践的な通信訓練の実施

市は、武力攻撃災害により、通信が輻輳若しくは途絶し、又は庁舎等への電源供給が絶たれた場合を想定するなど、関係機関との実践的な通信訓練の実施に努めます。

3 非常時の通信体制の確保

- (1) 市は、非常時の通信体制を確保するために、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図ります。
- (2) 市は、関東地方非常通信協議会の構成員が所有する通信施設を利用できるよう、連携を図ります。
- (3) 市は、防災行政無線通信網の輻輳・混信時等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法について調整を図ります。

第4 情報収集・提供の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定めます。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

ア 市は、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を的確かつ迅速に実施するための体制を整備します。

イ 市は、高齢者、障がい者、外国人等情報の伝達に際し配慮を要する者及び通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努めます。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

ア 市は、体制の整備に当たっては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意します。

イ 市は、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、その運営・管理、整備等を行います。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ（保護）に留意しながらデータベース（コンピュータでの情報集積）化等に努めます。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

ア 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図ります。この場合において、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮します。

イ 市は、警報を通知すべき関係機関について、その連絡先、連絡方法等をあらかじめ定めておくものとします。

(2) 防災行政無線（固定系）の整備等

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる市防災行政無線（固定系）の整備等を行います。また、防災行政無線の情報をメールで配信するため「あつぎメールマガジン」の事前登録等を促進します。

(3) システムの活用体制の整備

市は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるように、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用した体制を確保します。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築します。

(5) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

市は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7

月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図ります。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して、その施設の管理者の連絡先等を把握し、随時、情報の更新を行います。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進します。その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努めます。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集・連絡体制の整備

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民に関し収集した安否情報を消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう体制を整備し、あらかじめ市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者を定めます。また、国民保護対策本部への安否情報の報告を円滑に行うため、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知します。

さらに、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行います。

(2) 安否情報収集様式及び報告様式の周知徹底等

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、これに当たる職員に対し、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条及び第2条に定める安否情報収集様式（様式第1号、第2号）及び安否情報報告様式第3号の周知徹底と必要な研修・訓練を行います。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、武力攻撃事態等に至ったとき直ちに安否情報の収集が実施できるよう、保有する資料等に基づき事業所・学校等安否情報の収集の協力を要請する関係機関を把握しておくなど、必要な準備をするものとします。

4 被災情報の収集、整理、報告及び提供に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図ります。

(2) 被災情報収集のための準備

市は、収集した被災情報を火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知）により、県へ速やかに報告ができるよう必要な準備を行います。

(3) 被災情報提供のための準備

市は、被災情報を関係機関、住民等へ適時かつ適切に提供するための体制の整備に努めます。

(4) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努めます。

第5 国民の権利利益の救済に係る体制整備

市は、国民の権利利益の救済の手続について迅速な対応ができるよう、体制の整備に努めます。

1 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応する総合的な窓口を開設します。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応します。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (国民保護法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (国民保護法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (国民保護法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (国民保護法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (国民保護法第113条第1項)
損害補償 (国民保護法第160条)	国民への協力要請によるもの (国民保護法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事 (国民保護法第6条、175条)	
訴訟に関する事 (国民保護法第6条、175条)	

2 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、厚木市行政文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存します。この場合、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行います。

また、市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長します。

第6 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があります。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定めます。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保します。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行います。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダー等に対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、インターネットによる通信教育等も活用するなど多様な方法により研修を行います。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用します。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めます。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施します。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施します。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練
- エ その他国民保護措置に必要な訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させます。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織等や消防団などの協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、児童等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意します。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴

取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映します。

エ 市は、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮します。

オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促進します。

カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意します。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、避難住民の誘導や救援等に関する平素からの備えについて必要な事項を定めます。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、避難住民の誘導や救援等が迅速かつ適切に実施できるよう、マニュアル（要領）を整備するとともに、次に掲げるもののほか必要な資料を準備し、随時、更新を行います。

- ア 市の地図
- イ 市域内の人口分布（世帯数、昼夜間人口、外国人登録人口）
- ウ 区域内の道路網のリスト
- エ 輸送力のリスト
- オ 避難施設のリスト
- カ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- キ 収容施設候補地のリスト
- ク 関係医療機関のデータベース（コンピュータでの情報集積）
- ケ 広域応援活動拠点のリスト
- コ 墓地、火葬場等のリスト
- サ 生活関連等施設のリスト
- シ 関係機関（県、他市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ス 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保します。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者等自ら避難することが困難な者の避難が円滑に行われるよう、防災・福祉関係部及び関係団体等が連携を密にし、避難行動要支援者の避難対策を講じます。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておきます。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認しておきます。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル（要領）を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておきます。この場合において、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮します。

また、市は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めます。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する備え

市は、知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知を受けた場合、又は県が実施する救援の補助をする場合にかんがみて、市の行う救援について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ必要な準備を行います。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保します。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めます。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有します。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有します。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力します。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して市民に周知します。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 市は、市の区域内に所在する生活関連等施設について、自らが保有する情報のほか、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備します。

(2) 市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めます。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省、農林水産省

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第 28 条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬及び劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備について定めます。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市民の避難誘導や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資機材について、備蓄し、又は調達体制を整備します。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応します。

※【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応します。

(4) 他市町村等との連携

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や関係団体、事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備します。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検します。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、市が管理する下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めます。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めます。

第4章 啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定めます。

1 国民保護に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報紙、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、各種研修会、講演会等の機会をとらえて啓発を行います。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行います。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行います。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行います。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図ります。また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに、市民が適切な行動をとることができるよう、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び市民がとるべき行動について市民に対し周知するよう努めます。

(2) 市は、日本赤十字社神奈川県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努めます。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となります。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となります。

このため、こうした事態において初動体制を確立し、その被害の態様に応じた応急活動を的確かつ迅速に実施するため、市の初動体制について定めます。

1 事態認定前における初動体制の整備及び初動措置

(1) 初動体制の整備

ア 市長は、現場からの情報により、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案の発生を把握したときは、市としての確かつ迅速に対処するため、市長を本部長とする厚木市市民安全対策本部（以下「市民安全対策本部」という。）を設置するなど、国の事態認定前の必要な初動体制を整備します。

イ 市民安全対策本部は、消防機関、県警察、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報を収集し、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等に対して情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図ります。

(2) 初動措置の確保

ア 市は、市民安全対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行います。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行います。

イ 市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図ります。

ウ 政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行います。

(3) 関係機関への支援の要請

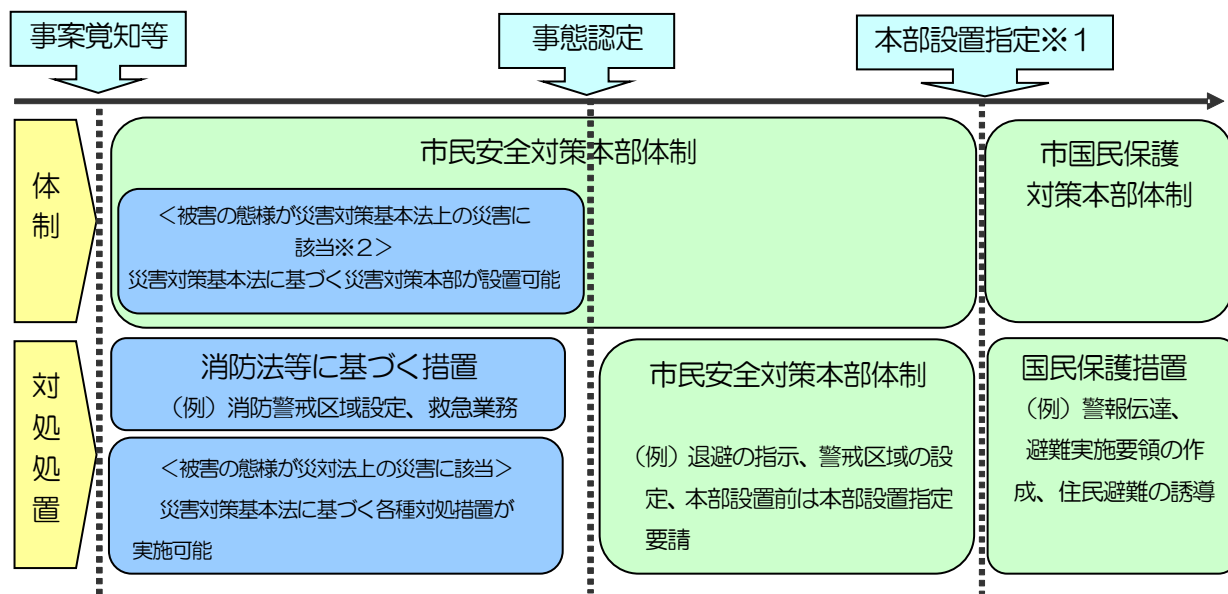
市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請します。

(4) 市対策本部への移行に要する調整

ア 市は、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市民安全対策本部は廃止します。

イ 災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置していた場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止します。また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法

に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行います。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市民安全対策本部を設置し、即応体制の強化を図ります。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築します。

第2章 市対策本部の設置等

市は、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合において、市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定めます。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき通知を受けます。

イ 市長による市対策本部の設置

市長は、指定の通知を受けたとき、直ちに市長を本部長とする市対策本部を設置します。

なお、市民安全対策本部又は災害対策本部を設置していた場合は、直ちに市民安全対策本部又は災害対策本部は廃止します。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部長は、市対策本部を設置したときは、直ちに市対策本部員、市対策本部事務局職員等にメーリングリスト等を活用し連絡し、市対策本部員はあらかじめ定める配備計画に基づき職員を配備します。

エ 市対策本部の開設

(ア) 市は、災害対策本部室（厚木市役所本庁舎4階大会議室）に市対策本部を開設します。

ただし、厚木市役所本庁舎が被災し、市対策本部を開設できない場合は、ぼうさいの丘公園センター施設に市対策本部を開設します。

(イ) 市は、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始します。特に、通信手段の状態については、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認します。

オ 市対策本部設置の連絡

市長は、市対策本部を設置したときは、直ちに、市議会及び関係機関等に対して、その旨を連絡します。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請します。

(3) 市対策本部の設置

市対策本部は、「厚木市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」及び「厚木市市民安全対策本部等設置規程」に定めるところにより設置します。

(4) 厚木市国民保護現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、厚木市国民保護現地対策本部（以下「市現地対策本部」という。）を設置します。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てます。

(5) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図ります。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請します。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めます。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにします。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めます。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めます。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

(6) 市対策本部の廃止

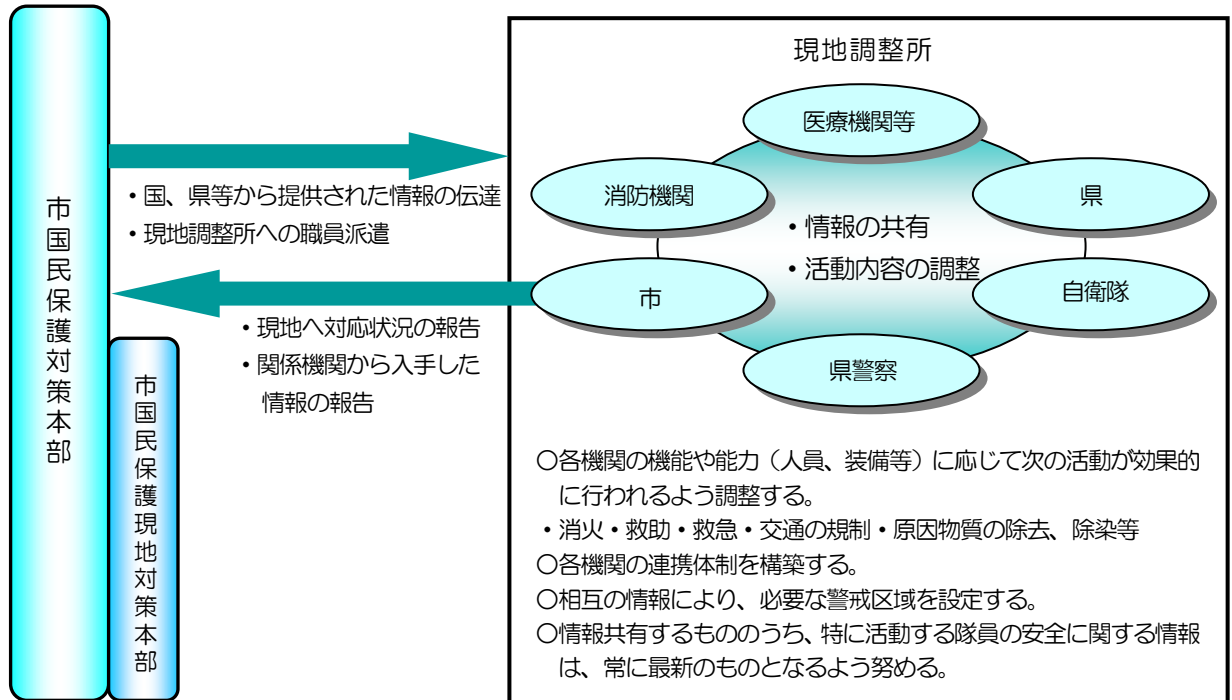
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止します。

2 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関、関係事業者等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、県と調整のうえ、速やかに現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行います。

なお、関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たるものとします。

【現地調整所の組織編成例】



※【現地調整所の性格】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置します。（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられます。）
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置します。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開き、連携の強化を図ります。
現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限の行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使します。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かします。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させるものとします。
このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たるものとします。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、武力攻撃事態等において、携帯電話、衛星携帯電話、市防災行政無線（固定系、防災ラジオ）、メールマガジン、MCA無線、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、加入電話及び臨時回線等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保します。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。また、直ちに総務省にその状況を連絡します。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。

4 広報の実施

市は、武力攻撃事態等において、情報の不足、錯綜等による混乱を防ぐため、市対策本部に速やかに広報班を設置し、市民に対して正確な情報を適時かつ適切に提供します。

広報を行うに当たっては、市は、県と連携し、記者会見、インターネット等の広報手段を活用し、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、安否情報の提供方法等の情報を提供します。

また、市は、報道機関に対し、報道を要請します。この場合において、当該報道は、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意します。

第3章 関係機関との連携・協力

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携・協力することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定めます。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図ります。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ります。また、国現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力するため、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員を出席させます。さらに、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行います。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努めます。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り明らかにします。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求めます。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにします。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めます（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、市の区域を担当区域とする自衛隊神奈川地方協力本部長又は市国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡します。

要請の求めを行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行います。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話その他の通信手段により行います。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

自衛隊が実施する国民保護措置として想定される内容は、次のとおりです。

- (ア) 避難住民の誘導
- (イ) 避難住民等の救援
- (ウ) 武力攻撃災害への対処
- (エ) 武力攻撃災害の応急の復旧

また、市は、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施することに留意して派遣要請の求めを行います。

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図ります。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村との連携

市は、他の市町村と連携し、各種の調整や情報共有を行います。特に市の区域を越える住民の避難を行う場合、近隣市町村と緊密な連携を図ります。

(2) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求めます。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続きについては、その相互応援協定等に基づき行います。

(3) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求めます。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにします。

(4) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、次の事項を定めて委託を行います。

- (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法
- (ウ) 上記に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

イ 市長は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行ったときは、その内容を速やかに市議会に報告し、市は、上記事項を公示するとともに、知事に届け出ます。

なお、委託の事務に係る変更、若しくは事務の委託の廃止を行ったときも同様とします。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行います。また、必要があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求めます。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行います。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行います。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行います。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あつ旋を求めます。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行います。

ア 派遣のあつ旋を求める理由

イ 派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣のあつ旋について必要な事項

- (3) 市の国民保護協議会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつ旋を求めようとするときは、あらかじめ、市長に協議します。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出ます。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織による警報の伝達、自主防災組織等の地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その活動に従事する者の安全の確保に十分に配慮し、適切な情報や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行います。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動を行おうとする者がいる場合には、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断します。

また、市は、安全の確保が十分であると判断する場合には、関係機関と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズ（要望）や活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図ります。

(3) 救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、その内容を周知し、国民、企業等からの救援物資の受入れ、配分に係る必要な体制を整備します。

8 市民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請します。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮します。

- ア 避難住民の誘導
- イ 避難住民等の救援
- ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- エ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定めます。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

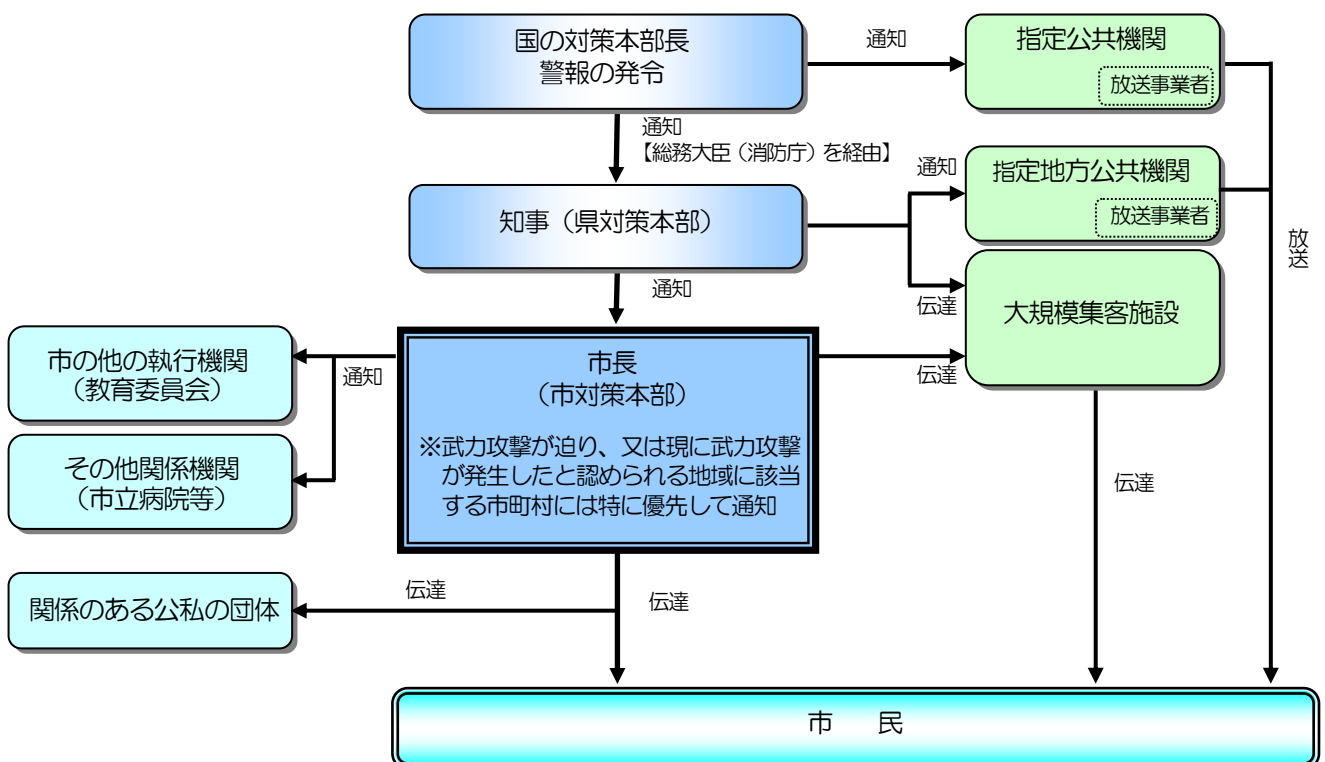
市長は、知事からの警報の通知を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに市民及び関係団体等に伝達します。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関（教育委員会）その他の関係機関（市立病院等）に対し、警報の内容を通知します。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>）に警報の内容を掲載します。

【警報の通知及び伝達の流れ】



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、市に伝達されます。市は、次の要領で情報を伝達します。
 - ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している市防災行政無線(固定系、防災ラジオ)が自動的に警報を伝達します。その後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知します。
 - イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
市長が特に必要と認める場合を除いて、サイレンは使用せず、市防災行政無線(固定系、防災ラジオ)、メールマガジンやホームページへの掲載などの手段により周知します。なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知します。

※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページに掲載する等により、周知を図ります。
- (2) 市長は、市職員、消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達します。

この場合において、消防機関は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮します。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図ります。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人及び病院、老人福祉施設、障がい者福祉施設、幼稚園・保育所等に対する伝達に配慮するものとし、防災・福祉所管部との連携の下で、避難行動要支援者等に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努めます。
- (4) 市長は、警報の解除の通知を受けたときは、警報の発令と同様の方法で市民及び関係団体に伝達するものとします。この場合において、原則としてサイレンを使用しないものとします。

3 緊急通報の伝達及び通知

市長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、緊急通報の内容を広く伝達・通知します。

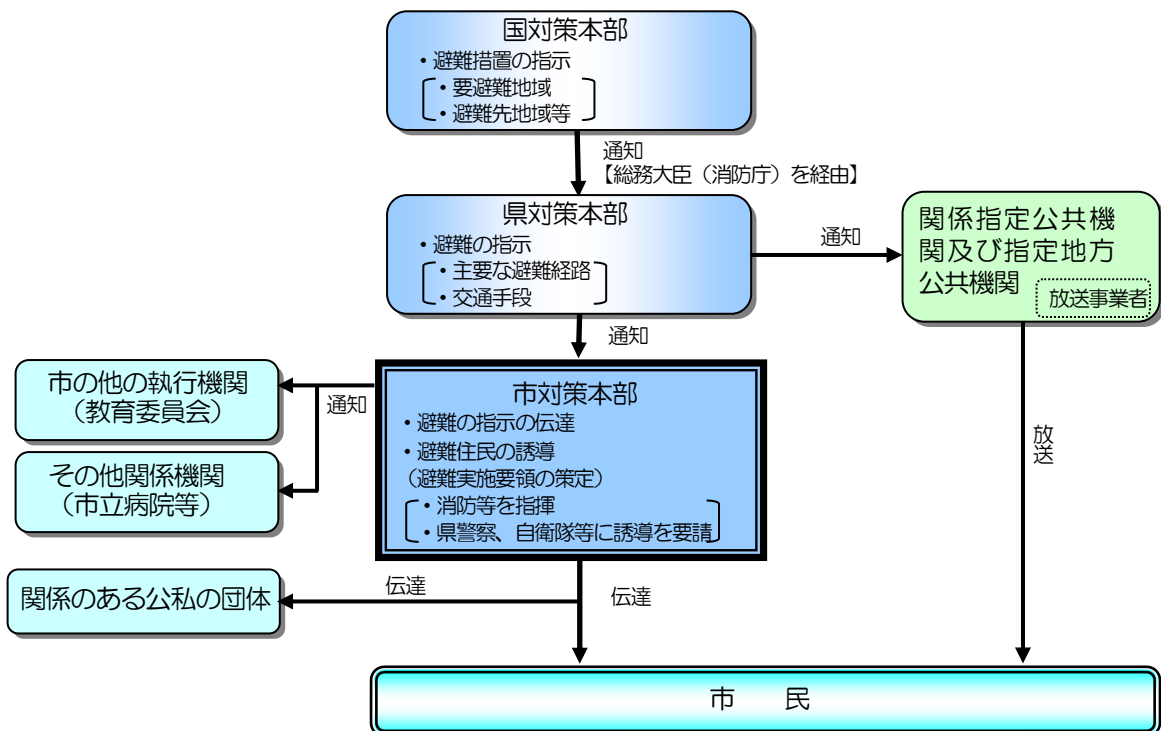
第2 避難住民の誘導等

市が市民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要な事項であることから、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定めます。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供します。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達等に準じて、その内容を、市民に伝達し、関係機関に通知します。

【避難の指示の流れ】



2 避難実施要領の策定等

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定します。この場合において、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の避難方法について配慮するものとします。また、その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意します。

なお、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなどして、避難実施要領を作成します。

また、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合に、直ちに、避難実施要領の内容を修正します。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

ア 避難実施要領の策定に際しては、次の点を考慮します。

- (ア) 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- (イ) 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況を勘案）
- (ウ) 避難住民の概数把握
- (エ) 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（輸送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- (オ) 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、輸送業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- (カ) 高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の避難方法の決定
- (キ) 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- (ク) 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- (ケ) 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- (コ) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

イ 国の対策本部長による利用指針の調整

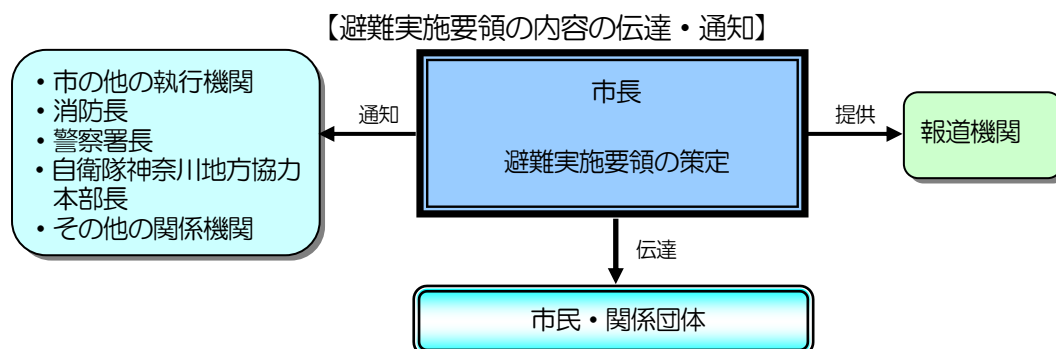
自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、飛行場施設等における利用の二重が競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡します。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第 6 条第 3 項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第 6 条第 4 項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめます。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民及び関係団体に伝達します。その際、市民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民に関係する情報を的確に伝達できるよう努めます。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知するものとします。さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供します。



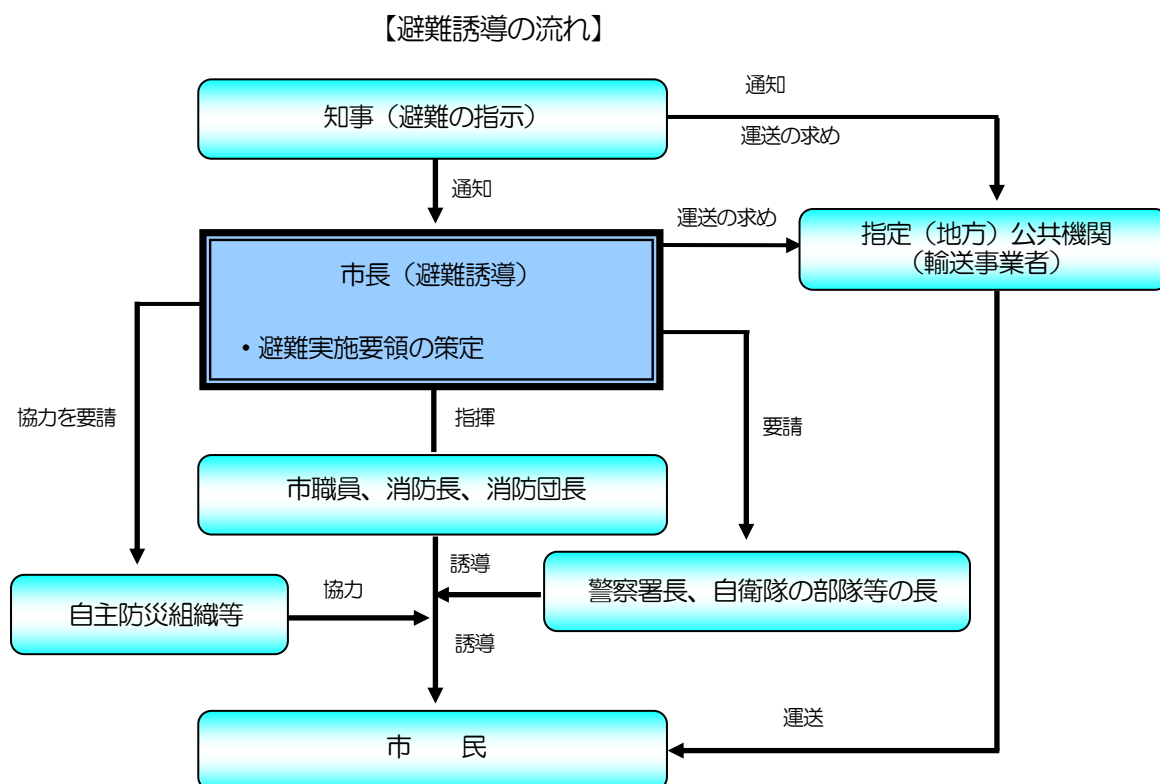
3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員、消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導します。その際、避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織、学校、事業所等を単位として誘導を行うものとします。ただし、緊急の場合には、この限りではないものとします。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑を図ります。また、市職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、特殊標章等を携行させるものとします。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器、車のヘッドライト等）を配備するなど市民の不安軽減のため必要な措置を講じます。



(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者等の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うものとします。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者等に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等、地域とのつながりを活かした活動を行います。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請します。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等、関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行います。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行います。

(4) 自主防災組織に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自治会長に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請します。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図ります。

また、市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供します。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供します。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとります。

(7) 高齢者、障がい者、児童等の要配慮者への配慮

市長は、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の避難を万全に行うため、防災・福祉所管部が連携し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行います。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行います。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努めます。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、配慮します。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

市は、道路管理者として、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努めます。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行います。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意します。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請します。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じます。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求めます。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知します。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じます。

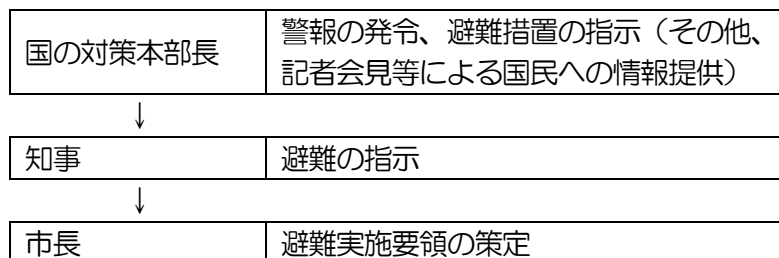
4 避難に当たって配慮する事項

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民は屋内に避難することを基本とします。（実際に弾道ミサイルが発射されたときの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下施設に避難することとなります。）

イ 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に市民が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となります。

(ア) 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってきます。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要があります。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合においても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとします。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することを基本とします。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、避難の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることを基本とします。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民を要避難地域の外に避難させます。その際、武力攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となります。

ウ ア・イから、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を作成することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たるものとします。

○避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手段が一般的には考えられます。

○昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、市民がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなります。特にこの場合、初動時には、市民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、市民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要となります。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には狭い範囲に限定されます。特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般的に高く、注意が必要となります。

(3) 着上陸侵攻等の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となります。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行

うことを基本とします。

(4) NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合、市長は、国の対策本部長が行う、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を踏まえ、避難誘導を行います。この場合において、避難誘導する者の安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意します。

第5章 救援

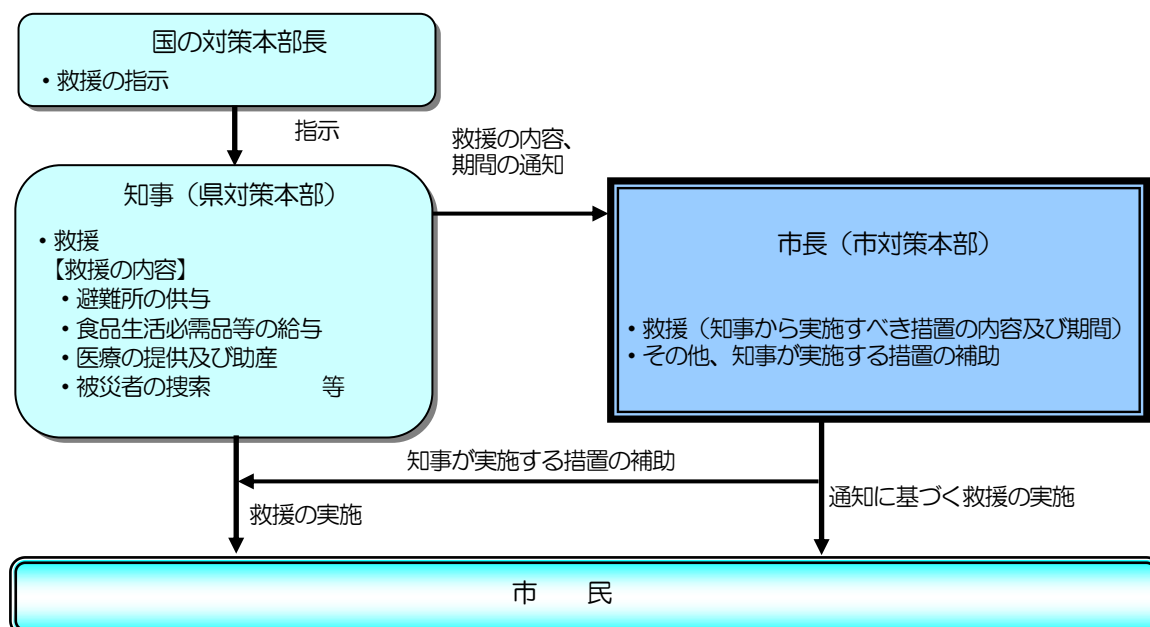
市長が、知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知を受けた場合又は県が実施する救援の補助をする場合において、避難住民や被災者の生命身体及び財産を保護するために実施する救援の内容等について次のとおり定めます。

1 救援の実施主体

国の対策本部長	・避難先地域を管轄する知事及び武力攻撃災害により被災者が発生した地域を管轄する知事に対し、救援措置を実施すべきことを指示
知事	・指示を受けた知事は避難住民及び被災者に対し救援を実施 ・市町村長に対し指示を行い、又は市町村長の補助を得て救援を実施
市長	・知事からの指示を受け救援に関する事務の一部を実施するほか、知事が行う救援を補助

2 救援の実施

【救援の実施】



(1) 救援の実施

市長は、知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知があったときは、市長が実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行います。

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する救援の補助を行います。

(3) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施します。

3 関係機関との連携

(1) 県への要請

市長は、知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請します。

(2) 他の市町村との連携

市長は、知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して県内の他の市町村との調整を行うよう要請します。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知を受けた場合、又は県が実施する救援の補助をする場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社神奈川県支部と連携しながら救援の措置を実施します。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、救援物資を運送するための運送手段を確保する必要がある場合、県と調整の上、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民の運送の求めに準じて緊急物資の運送の求めを行います。

(5) 避難住民等との連携

市長又は市職員は、知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知を受けた場合、又は県が実施する救援の補助をする場合において、救援を実施するために必要があると認めるときは、安全の確保に十分に配慮した上で、避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請します。

4 救援の内容

市長は、知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき、次に掲げる救援の措置を行います。

また、市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請します。

なお、市は、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者等、救援の実施に際し援護を要する者に対して、適切に救援できるよう十分に配慮し、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮します。

(1) 避難所の供与

ア 避難所の開設

市は、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定するとともに、県と連携して避難所を開設します。また、施設管理者に対し、その旨を速やかに連絡するものとします。

イ 避難所の周知

市は、避難所を開設したときは、速やかに市民に周知するとともに、関係機関に連絡します。

ウ 避難所の運営管理

(ア) 市は、県と連携して自主防災組織等の代表者、施設管理者、県職員及び市職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所運営マニュアルに基づき避難所の運営を行うものとします。避難所の運営に当たっては、避難住民等に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるものとします。

(イ) 市及び県は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。

また、プライバシーの確保等に配慮します。

(ウ) 市は、県と連携し、一時避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が適切に行われるよう努めます。

(エ) 市は、県と協力し、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、日本赤十字社神奈川県支部、社会福祉協議会等と連携して対応するよう努めます。

(2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

ア 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

市は、必要があるときは、県と連携し、関係団体との協定に基づき、応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を実施します。

イ 応急仮設住宅等への入居者募集

市は、県と協力し、応急仮設住宅等への入居者の募集を行います。この場合において、要配慮者の入居に十分に配慮します。

ウ 市営住宅への一時入居

市は、避難住民等の一時入居のため、その管理する市営住宅の空き住宅を積極的に活用するよう努めるものとします。

エ 民間アパート等の活用

市は、民間アパート、企業住宅、保養所等の民間所有施設の管理者に対して、避難住民等の一時入居について協力を要請します。

(3) 食品の給与及び飲料水の供給

ア 飲料水の供給活動

市は、飲料水兼用耐震性貯水槽、県配水池等により飲料水を確保し、応急給水を行います。また、飲料水の確保が困難な場合は、県に支援を要請するとともに、必要に応じて、市長は、知事に対し自衛隊の部隊等の派遣による給水等の要請を行うよう求めます。

イ 応急飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水についても必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

ウ 食品の調達・集積・配分・供給活動

市は、県と連携し、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要量の見積りを行うとともに、備蓄食料、広域応援協定等により調達した食品、県から配布された食品等を避難住民等に対し供給します。また、食品の調達が困難な場合は、県に支援を要請するとともに、必要に応じ、市長は、知事に対し自衛隊の部隊等の派遣による炊飯等の要請を行うよう求めます。

(4) 生活必需品の給与又は貸与

市は、県と連携し、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行うとともに、備蓄生活必需品及び広域応援協定等により調達した生活必需品、県から配布された生活必需品等を避難住民等に対して供給又は貸与します。また、生活必需品の調達が困難な場合は、県に支援を要請します。

(5) 医療の提供及び助産

市は、医療機関等と連携して、武力攻撃災害の状況に応じ、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動を次のとおり実施します。実施に当たっては、医療関係者に対し、安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じた上で、医療救護活動の実施を要請します。なお、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や病院等が被災し、避難住民等に十分な医療が提供できない場合等には、必要に応じ、医療救護所を開設します。

ア 医療機関による医療救護活動

(ア) 市は、市対策本部内に、被災状況等に応じ、医療救護本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図るとともに、市立病院において医療救護活動を行うほか、医療機関等と連携し、医療救護活動を行います。

- (イ) 災害拠点病院（市立病院）をはじめとする医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めるものとします。
- (ウ) 市及び消防機関は、救急患者の輸送に際し、救命情報システムによる情報連絡体制を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- (エ) 市は、必要に応じ、県に対し、国、国立病院機構及び日本赤十字社神奈川県支部に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動の要請を求めます。
- (オ) 市は、必要に応じ、県に対し航空機等を活用した重篤患者の迅速な広域医療搬送を要請します。
- (カ) 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じライフライン（電気・ガス等）事業者等に迅速な応急復旧を要請するものとします。
- (キ) 市は、医療機関等と連携し、負傷者の搬送拠点におけるトリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること）、救急措置等を行うために医療救護班を確保します。

イ 医療救護所の設置

- (ア) 市は、被災状況等から必要と認めた場合は、医療機関等の協力を得て、避難所その他適当な場所に医療救護所を開設します。
- (イ) 市は、医療救護活動に必要な医療資材、医薬品等については、備蓄医薬品等を活用するほか、厚木薬剤師会、協定締結団体等から調達をするとともに、調達が困難な場合は、県に支援を要請します。
- (ウ) 市長は、必要に応じて、知事に対し医療救護班の派遣の要請をします。

(6) 被災者の捜索及び救出

市及び消防機関は、県、県警察と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たな被害を受けるおそれがない場合、安全の確保に十分留意しつつ、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施します。

(7) 埋葬及び火葬

市は、神奈川県広域火葬計画に基づき、遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配等を行うとともに、所轄警察署と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを実施するものとします。また、県に対し、遺体の埋葬及び火葬に係る業務が円滑に行われるよう、広域的な墓地、火葬場等に関連する情報の提供等の支援を求めます。

(8) 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保します。

(9) 学用品の給与

市は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与します。

(10) 死体の捜索及び処理

ア 死体の捜索

市は、県、所轄警察署等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、安全の確保に十分留意しつつ、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索するとともに、捜索によらずに死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察署又は警察官にその旨を通報するよう、広報を行います。

イ 死体の処理

- (ア) 市は、所轄警察署が行う、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった死体を遺族又は関係者に引渡し、また、所轄警察署から身元が確認できない死体の引渡しを受けるものとします。この際、市及び所轄警察署は、死体の引渡し作業を協力して行います。

- (イ) 市は、県と連携し、武力攻撃災害時には死体収容・安置施設を直ちに開設します。また、捜索により収容された死体をその死体収容・安置施設へ搬送します。
- (ウ) 市は、県と連携し、所轄警察署及び自主防災組織等の協力を得て、死体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。
- (エ) 市は、身元の確認ができず所轄警察署から引渡しを受けた死体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により処理するものとします。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、県と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、安全の確保に十分留意しつつ、居室、台所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施します。

5 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項

市は、NBC攻撃による特殊な医療活動を行う場合は、次の点に留意します。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

ア 医療救護班を編成し、被ばく医療活動を行う場合、国、県等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講じます。

イ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること）や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施します。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の枠組みに従い、必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行います。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を講じます。

イ 国、県からの協力要請に応じて、国、県等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施します。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国、県からの協力要請に応じて、国、県等の支援、指導の下に医療救護班を編成し、医療活動を実施します。

6 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、知事から市長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知を受けた場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の要請等を行うことができるものとします。

なお、市長は、これらの要請等を行うに当たっては、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ講ずることができることに留意し、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正に行うものとします。

(1) 要請等の内容

ア 物資の売渡し要請等

(ア) 市長は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができるものとします。この場

合において、所有者が正当の理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができるものとします。

(イ) 市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命じます。

(ウ) 市長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請します。

イ 土地等の使用

市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は医療救護所を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができるものとします。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明のときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができるものとします。

ウ 医療の実施の要請

市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができるものとします。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができるものとします。

(2) 公用令書の交付

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行います。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付します。

(3) 立入検査

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができるものとします。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならないものとします。

(4) 要請等に応じて医療を行う者の安全確保

市長は、医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分配慮します。

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項について定めます。

市民

照会 回答

市長

- 安否情報の収集・整理
- 安否情報の回答
- 知事への報告

報告

- 安否情報システム
- メール
- FAX

知事

- 安否情報の収集・整理
- 安否情報の回答
- 総務大臣への報告

報告

- 安否情報システム
- メール
- FAX

総務大臣（消防庁）

- 安否情報の整理
- 安否情報の回答

収集

- メール
- FAX

避難施設・関係機関等

- 避難誘導の際の安否情報の収集
- 避難所における避難住民名簿等作成

収集に協力

- メール
- FAX

県警察等

- 県警察等関係機関からの安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

また、安否情報の収集は、避難所において避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行います。

ア 避難住民・負傷住民

- (アから(力)のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)

- 62

- (コ) 現在の居所
- (サ) 連絡先その他必要情報
- (シ) 親族・同居者からの照会に対する回答の希望
- (ス) 知人への回答の希望
- (セ) 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意の有無
- イ 死亡した住民
 - (アの(ア)～(キ)に加えて)
 - (ア) 死亡の日時、場所及び状況
 - (イ) 遺体が安置されている場所
 - (ウ) 連絡先その他必要情報
 - (エ) (ア)～(ウ)を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答の同意の有無

(3) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意します。

(4) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めます。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておきます。

2 県に対する報告

県への報告は、原則として、安否情報システムによるものとします。安否情報事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令に規定する安否情報報告書様式に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付します。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などにより報告を行います。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びファクシミリ番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民に周知します。

イ 市は、市民からの安否情報の照会について、原則として市対策本部に設置する窓口、安否情報省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けます。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、照会に係る者を特定するために必要な事項の聴取を行った上で、口頭や電話、電子メールなどによる照会も受け付けます。

ウ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカード等）を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行います。

ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、確認を行います。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、かつ、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答します。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上、特に必要があると認めるときは、照会を

しようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令に規定する様式により回答します。回答に当たっては、これらの項目のうち、必要最小限の情報を回答するものとします。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握します。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底します。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

4 日本赤十字社に対する協力

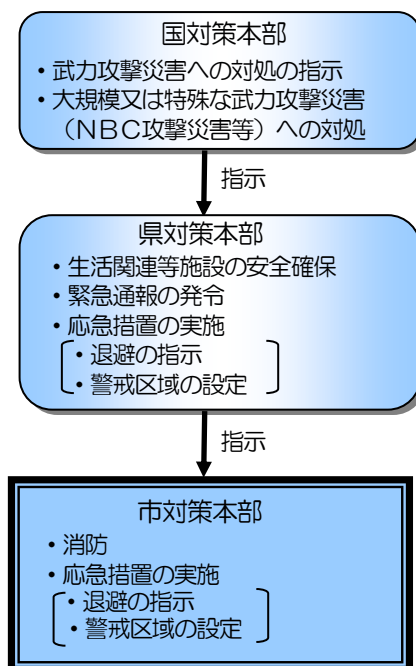
市は、日本赤十字社神奈川県支部の要請があったときは、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。この場合において、個人情報の保護に配慮します。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項について定めます。

【武力攻撃災害への対処の流れ】



1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じます。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請します。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処に従事する職員について、必要な情報の提供や安全の確保のための措置を講じます。

2 事前措置

- (1) 市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがある設備又は物件の所有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備等の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指

示します。

- (2) 市長は、必要があるときは、警察署長に対し、事前措置の指示を行うことを要請します。

3 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

市職員及び消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報します。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、市職員、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知します。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について定めます。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民に対し退避の指示を行います。この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行います。

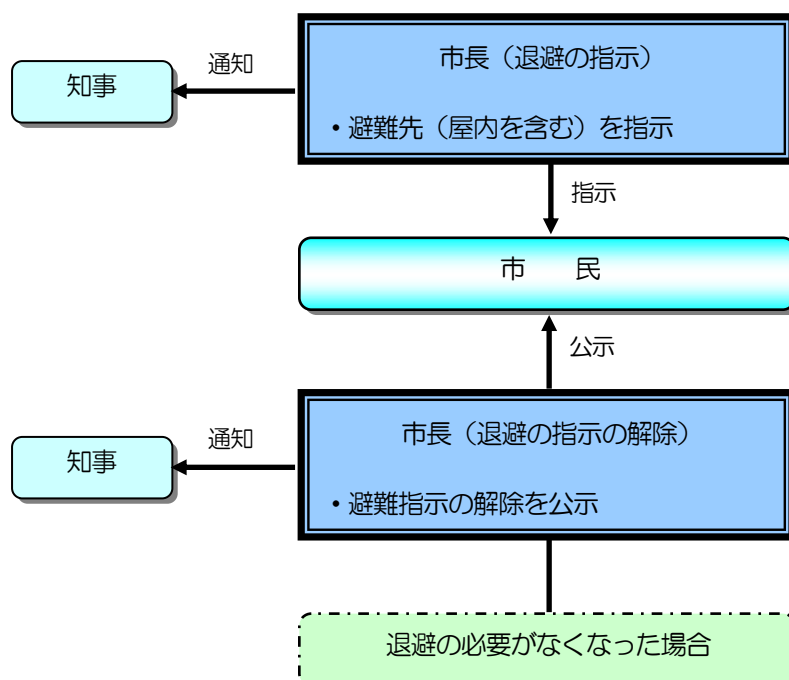
また、退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のようなときは、屋内への退避を指示します。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、市民が防護手段もなく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがないと考えられるとき。

イ 退避の必要がなくなったときは、退避の指示を解除します。

【退避の指示】



(2) 退避の指示者

指示者	退避の指示を行う要件	
市長	武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	武力攻撃災害から市民を保護し、又は災害の拡大を防止するため、「特に」必要があると認めるとき
知事		武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害の拡大を防止するため、「緊急の」必要があると認めるとき
警察官		・市長又は知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき ・市長又は知事から要請があったとき
自衛官		上記の者すべてが指示できないと認める場合に限り

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示について市防災行政無線（固定系、防災ラジオ）、メールマガジンや広報車等により、速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡します。また、市長は、退避の指示の内容等について、知事に通知を行います。

イ 市長は、退避の必要がなくなったとして指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示し、市民に伝達するとともに、知事に通知します。

ウ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行います。

(4) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮します。

イ 市職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行います。

ウ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず腕章、特殊標章等を交付し、着用させるものとします。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行います。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所等における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定します。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行います。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定します。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、市防災行政無線（固定系、防災ラジオ）、メールマガジンや広報車等を活用し、市民に広報・周知するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡します。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に市職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保します。

エ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行います。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図ります。

3 応急公用負担等

(1) 市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じます。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置

(2) 市長は、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管します。

(3) 市長は、工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者に対し、当該工作物等を返還するため、所要の事項を公示します。

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じます。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除及び軽減します。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行うものとしします。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行います。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請します。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請します。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知

事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行います。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防機関と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行います。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行います。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行います。その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行います。

イ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行います。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部又は消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動します。

エ 市長、消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず腕章、特殊標章等を交付し着用させるものとします。

第3 生活関連等施設における災害への対処

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して定めます。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市の区域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集します。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うものとします。また、自ら必要があると認めるときも、同様とします。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行います。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求めます。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じます。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命じます。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行います。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

ア 対象

市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 措置

- (ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- (イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- (ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めます。また、市長は、(2)のイの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処及びNBC攻撃による災害への対処について必要な事項について定めます。

1 武力攻撃原子力災害への対処

本市には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の規定する原子力事業所は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過しています。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出されるおそれのある事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、厚木市地域防災計画（風水害等対策編）の放射性物質対策計画に準じた措置を講じます。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じます。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定します。

また、市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行います。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行います。その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行います。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して措置を講じます。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告します。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行います。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、

汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行います。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性があります。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要です。

このため、市の国民保護担当部においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、関係部等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとします。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使するものとします。

国民保護法 第108条第1項	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、国民保護法施行令第31条に掲げる次の事項を通知するものとします。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知するものとします。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に国民保護法施行令第31条に掲げる次の事項を掲示するものとします。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行うものとします。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報について現地調整所や県から

の積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定めます。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集します。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行います。
- (3) 市は、収集した情報について、消防庁及び県に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告します。
- (4) 市は、第1報を消防庁に報告した後も、随時、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時刻に県に対し報告します。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告します。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定めます。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、厚木市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を講じます。

(1) 保健衛生対策

市は、県と連携し、避難先地域において、避難住民等の健康維持及び地域の衛生状態を保持するため、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施します。この場合において、高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行います。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等の間で、生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下により感染症等が発生することを防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講じます。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施します。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施します。

イ 市は、地域防災計画の定めに基づいて、飲料水の供給体制を整備します。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を、県と連携し実施します。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

ア 市は、「災害廃棄物対策指針(改定版)」(平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)、厚木市災害廃棄物処理計画(平成30年3月)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行います。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせます。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導します。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における、生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等、生活基盤の確保等、国民生活の安定に関する措置について定めます。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力します。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童・生徒に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童・生徒に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助を行うとともに、関係機関と連携し、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等のための措置を講じます。

ア 応急教育の実施

市教育委員会は、被災時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図ります。

イ 被害状況の把握及び報告

市立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童・生徒及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会に報告するものとします。

ウ 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ります。

(ア) 被害箇所及び危険箇所の応急復旧

(イ) 市立学校の相互利用

(ウ) 仮校舎の設置

(エ) 公共施設の利用

エ 教員の確保

市教育委員会は、被災により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、臨時参集や退職教員の活用等により教員を把握、確保します。

オ 学用品の確保のための調査

市教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について調査し、その結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は、県教育委員会に協力要請等必要な措置について要請します。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出又は市税の納付若しくは納入に関する期限の延長並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。

3 生活基盤等の確保

市は、道路、河川管理施設等の管理者として、当該施設を適切に管理します。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定めます。

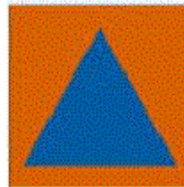
1 特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力をする者又はこれらの者が行う職務、業務若しくは協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されます。

2 国民保護法で規定されている特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

表面	裏面															
 この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name: _____ 生年月日/Date of birth: _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue: _____ 証明書番号/No. of card: _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority: _____ 有効期限の満了日/Date of expiry: _____	<table border="1"><tr><td>身長/Height: _____</td><td>目の色/Eyes: _____</td><td>頭髮の色/Hair: _____</td></tr><tr><td colspan="3">その他の特徴又は特徴/Other distinguishing marks or information: _____</td></tr><tr><td colspan="3">住所/Place of issue: _____</td></tr><tr><td colspan="3">所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</td></tr><tr><td>印鑑/Stamp</td><td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td></tr></table>	身長/Height: _____	目の色/Eyes: _____	頭髮の色/Hair: _____	その他の特徴又は特徴/Other distinguishing marks or information: _____			住所/Place of issue: _____			所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height: _____	目の色/Eyes: _____	頭髮の色/Hair: _____														
その他の特徴又は特徴/Other distinguishing marks or information: _____																
住所/Place of issue: _____																
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER																
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

(3) 識別対象

国民保護関係者、国民保護措置のために使用される場所等

3 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次の職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させるものとします。

(1) 市長

- ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

4 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、その他関係機関と協力し、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発を行います。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、市の管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急復旧に関して必要な事項について定めます。

1 基本的な考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施し、これらの被害状況を把握するとともに、二次災害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政通信網等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じます。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡します。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

2 ライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設（下水道施設）について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための次の措置を講じます。

(1) 災害が発生した場合、あらかじめ定められた計画に基づき要員を確保し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については応急復旧を行います。

(2) 施設の実状に即した応急対策用資機材の確保に努め、応急復旧の緊急度等を考慮し、関係機関と協力した応急復旧を実施します。

(3) 施設の被害状況、復旧見込等について、市民等に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めます。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市の管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じます。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、市の管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定めます。

1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施

市は、武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制の整備と本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方向性に従って、県と連携して武力攻撃災害の復旧を実施します。

2 当面の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行います。また、必要があると判断するときは、地域の実状等を勘案し、県と連携して当面の復旧の方向を定めます。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定めます。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行います。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管します。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、損失を生じさせた場合、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行うものとします。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について次の協力を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行うものとします。

ア 住民の避難誘導への協力

イ 救援への協力

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

エ 保健衛生の確保への協力

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行います。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではないものとします。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画は、県国民保護計画において想定されている、次の分類の緊急処理事態を対象として想定します。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行います。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行います。

厚 木 市 国 民 保 護 計 画

平成19年 3月 作成

平成23年 9月 変更

平成31年 3月 変更

編集発行 厚木市市長室危機管理課